

函館市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、放課後児童健全育成事業を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ」という。）において、老朽化が進む民家等の施設維持補修等に対して市が支援することにより、放課後児童クラブを利用する児童や保護者が安心できる環境づくりを推進し、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の委託により、市内の公共施設以外で放課後児童健全育成事業を実施している者とする。ただし、社会福祉法人を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が公共施設以外で開設している放課後児童クラブにおいて、老朽化が進む民家等の施設維持補修等を行うものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、消費税および地方消費税を含まないものとする。

2 前項の補助対象経費について、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象外とする。

(補助対象者の責務)

第6条 補助対象者は、補助対象事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第7条第1項に規定する申請書は別記第1号様式に、同条第2項第1号に規定する計画書は別記第2号様式に、同項第2号に規定する収支予算書は別記第3号様式によるものとする。

(補助対象事業の変更または中止)

第8条 規則第9条第1項第1号の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は、別記第4号様式によるものとし、その結果については、別記第5号様式により通知するものとする。

2 規則第9条第1項第2号の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は、別記第6号様式によるものとし、その結果については、別記第7号様式により通知するものとする。

(補助金の額)

第9条 補助金は、補助対象経費の総額が1施設につき150万円以内のものについて、予算の範囲内において補助するものとする。

2 前項の補助は、補助対象経費の総額の2分の1以内とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた額とする。

(交付決定の通知)

第10条 規則第10条に規定する通知書は、別記第8号様式によるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第17条第1項に規定する実績報告書は別記第9号様式に、同条第2項第1号に規定する実績書は別記第10号様式に、同項第2号に規定する収支決算書は別記第11号様式によるものとする。

る。

(補助金の額の確定の通知)

第12条 規則第18条第2項の規定による通知は、別記第12号様式の通知書によりするものとする。

(書類の保存)

第13条 補助事業者は、当該補助事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の書類については、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的および当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。